

大和市告示第126号

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年7月12日

大和市長 古谷田 力

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱（令和5年大和市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第1条中「原油価格及び物価の高騰」を「エネルギー、食料品等の物価高騰」に改める。

第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「令和5年12月1日」を「令和6年6月3日」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 令和5年度給付金 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和6年大和市告示第 号）による改正前の大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱（以下「改正前要綱」という。）に基づく改正前要綱第2条第1号に掲げる給付金をいう。

第3条第2項第1号中「令和5年度分」を「令和6年度分」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 令和5年度給付金の支給対象者の属する世帯（改正前要綱第4条第1項第3号に掲げることも加算対象世帯及び同項第4号に掲げる家計急変世帯を除く。）

第4条第1項第1号及び第2号中「令和5年度分」を「令和6年度分」に改め、同項第3号中「非課税世帯又は」を「改正前要綱第4条第1項第1号に規定する非課税世帯又は同項第2号に規定する」に、「対象子ども」を「対象子ども（令和5年度市町村民税分）」に、「子ども加算対象世帯」を「令和5年度分子ども加算対象世帯」改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 非課税世帯又は均等割のみ課税世帯のうち、基準日又は申請日時時点で平成18年4月2日から令和6年10月31日までに生まれた者（以下「対象子ども（令和6年度市町村民税分）」という。）が属する世帯（別世帯の世帯主である対象子ども（令和6年度市町村民税分）と生計を一にする世帯を含む。以下「令和6年度分子ども加算対象世帯」という。）の世帯主

第5条第1項第1号中「又は家計急変世帯」を削り、「70,000円」を「100,000円

(改正前要綱第4条第1項第4号に掲げる家計急変世帯の世帯主にあつては、当該額から当該世帯主が給付を受けた令和5年度給付金の額を控除した額。次号において同じ。)」に改め、同項第3号中「こども加算対象世帯」を「令和5年度分こども加算対象世帯」に、「対象こども」を「対象こども(令和5年度市町村民税分)」に、「対象子ども」を「対象こども(令和5年度市町村民税分)」に改め、「50,000円」の次に「(改正前要綱第4条第1項第3号に掲げるこども加算対象世帯の世帯主にあつては、当該額から当該世帯主が給付を受けた令和5年度給付金の額を控除した額)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 令和6年度分こども加算対象世帯 世帯に属する対象こども(令和6年度市町村民税分)(当該世帯の世帯主である対象こども(令和6年度市町村民税分)を除き、生計を一にする別世帯の世帯主である対象こども(令和6年度市町村民税分)を含む。)1人につき50,000円  
第6条前段を次のように改める。

市長は、支給対象者のうち、令和5年度給付金の支給手続において本市が金融機関の口座情報を保有しているものに、給付金を受給することができる旨の通知書及び大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受取拒否の届出書を送付する。

第7条第2項中「旧価格高騰給付金」を「令和5年度給付金」に改め、同項ただし書中「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録に係る届出書(7万円)」を「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録に係る届出書」に改める。

第8条中「申請者(第6条前段の規定による通知書の送付を受けた者を除く。)」は、次の表を「市長は、支給対象者(第6条前段の規定による通知書の送付を受けた者を除く。)」に次の表に掲げる世帯の区分に応じ、同表に定める書類を送付する。この場合において、給付金の支給を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、同表」に改め、「定める書類」の次に「振込先金融機関の口座の通帳等の写し」を加え、同条ただし書を削り、同条の表を次のように改める。

| 世帯の区分            |   | 提出書類   | 提出期限   |
|------------------|---|--|--|
| 非課税世帯又は均等割のみ課税世帯 | (1) 本市が現有公簿等により当該世帯が非課税世帯又は均等割のみ課税世帯であると確認できる世帯 | 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（非課税又は均等割のみ課税世帯分・こども加算分）  | 令和6年10月31日   |
|                  | (2) 前号に掲げる世帯以外                                  | 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（非課税又は均等割のみ課税世帯分・こども加算分）（請求書） |  |
| 令和5年度分こども加算対象世帯  | (1) 本市が現有公簿等により当該世帯が令和5年度分こども加算対象世帯であると確認できる世帯  | 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（こども加算対象世帯分）              | 令和6年8月31日<br>（ただし、当該対象こども（令和5年度市町村民税分）が令和6年8月1日から同月31日までに出生した者である場合は、別に定める日）   |
|                  | (2) 前号に掲げる世帯以外                                  | 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（請求書）（こども加算対象世帯分）             |  |
| 令和6年度分こども加算対象世帯  | (1) 本市が現有公簿等により当該世帯が令和6年度分こども加算対象世帯であると確認できる世帯  | 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（非課税又は均等割のみ課税世帯分・こども加算分）  | 令和6年10月31日<br>（ただし、当該対象こども（令和6年度市町村民税分）が令和6年10月1日から同月31日までに出生した者である場合は、別に定める日） |
|                  | (2) 前号に掲げる世帯以外                                  | 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（非課税又は均等割のみ課税世帯分・こども加算分）（請求書） |  |

第8条に次の1項を加える。

2 前項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

第9条中「より」の次に「当該申請者に」を加える。

第11条第1項中「市長が」を「市長は、」に改め、同項中「まで」を「までに」に改める。

附則第2項中「令和6年10月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表第1号様式の項中「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受取拒否の届出書（7万円）」を「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受取拒否の届出書」に改め、同表第2号様式の項を削り、同表第3号様式の項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同表第4号様式の項中「第4号様式」を「第3号様式」に、「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録に係る届出書（7万円）」を「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録に係る届出書」に改め、同表第5号様式の項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同表第6号様式の項中「第6号様式」を「第5号様式」に、「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（7万円）」を「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（非課税又は均等割のみ課税世帯分・こども加算分）」に改め、同表第7号様式の項中「第7号様式」を「第6号様式」に、「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（均等割のみ課税世帯分）」を「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（非課税又は均等割のみ課税世帯分・こども加算分）（請求書）」に改め、同表第8号様式の項中「第8号様式」を「第7号様式」に改め、同表第9号様式の項及び第10号様式の項を削り、同表第11号様式の項中「第11号様式」を「第8号様式」に改め、同表第12号様式の項及び第13号様式の項を削り、同表第14号様式の項中「第14号様式」を「第9号様式」に改める。

別記前段中「は、令和5年度」を「は、令和6年度」に、「場合、令和5年度」を「場合又は令和6年度」に改め、同記中「又は令和5年11月から申請日の属する月までの任意の1月の収入若しくは所得を基に算定した1年間の収入見込額若しくは所得見込額が令和5年度の市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合」を削り、「対象こども」を「対象こども（令和5年度市町村民税分）」に改め、「額を」の次に「、令和6年度の市町村民税均等割非課税者に該当する者又は令和6年度の市町村民税均等割のみ課税者に該当する者が対象こどもを現に扶養している」と市長が認めるときは、第5条第1項第4号に定める額を」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の規定により支給した給付金に係る返還については、なお従前の例による。